

令和5年度 事業計画

社会福祉法人ぷらうらんど

【 児童発達支援センター 】

【基本方針】

- 1 発達に気がかりのある子どもを対象に、日常生活の中で困っていることや苦手なことに対して、その理由をアセスメントし、訓練や練習ではなく、遊びを通して、できないと思ったことができたという成功体験を積み、日常生活での不自由をなくしていく。
具体的には、感覚統合の視点を取り入れ、運動発達やことばの発達を促し、基本的な生活習慣（食事・排泄・更衣・睡眠・清潔等）を身につける。
- 2 地域住民との日常的な交流を通して、生活体験や自然体験の機会を拡充し、社会性やコミュニケーション能力、臨機応変に対処する能力等、生きる力を育てる。
- 3 保護者への伴走型家庭教育支援を行う。

1 児童発達支援事業

ぷらうらんど kouminkan ひだか	ぷらうらんど kouminkan たの
<p>①令和4年2月から新施設で営業を開始し、12月より定数を12名から20名に変更し本格的に稼働する。</p> <p>②いの町委託事業</p> <p>○4か月健診後のフォロー児を療育教室につなげ、保育園入園までに早期の発達支援を提供し、必要に応じて並行通園による継続的な療育が受けられる仕組みをいの町と協働でをつくっていく。</p> <p>○乳児健診（4か月：6回）へ スタッフ（保健師・保育士）として参加</p> <p>○乳児健診後のフォロー児の家庭訪問を実施 スタッフ：保健師・理学療法士</p> <p>○療育教室（6回）へ スタッフ（保健師・理学療法士）として参加</p> <p>③佐川町委託事業</p> <p>○子どもの発達に関する研修会・事例検討会の実施（永野保育所）</p> <p>○重症児加配委託事業</p> <p>④ペアレントトレーニングの実施</p>	<p>①管内市町村との連携を密にし、可能な市町村から発達支援のための仕組みづくりに取り組んでいく。</p> <p>②中芸広域連合委託事業</p> <p>○乳児健診（12回）1.6才健診・3歳児健診（12回）へスタッフ（保健師）として参加</p> <p>○担当保健師と新生児訪問を実施</p> <p>○健診後のフォロー訪問及び療育教室（子どもと楽しむ12か月）の実施</p> <p>③室戸市委託事業</p> <p>○療育教室（ゆうゆうひろば：12回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：4か月健診までの乳児 7・11か月健診後のフォロー児を対象に ・目的：個別の発達相談を実施し、早期の発達支援を提供する。 <p>○乳児訪問、療育教室実施後のフォロー児の家庭訪問の実施</p> <p>○保護者自助グループの支援</p> <p>④ペアレントトレーニングの実施</p>

2 障害児相談支援事業

【基本方針】

委託を受けた市町村と連携を図り、計画相談においては解決すべき課題を明確にし、支援目標を立て課題解決に向けてプランを作成する。そして、課題解決に必要な福祉サービスへつなぎタイムリーなモニタリングを行い課題を解決する。計画相談終了後は、一般相談として必要な期間継続的に保護者へ伴走する。

ぷらうらんど kouminkan ひだか

ぷらうらんど kouminkan たの

①いの町からの委託

○年間 60 件の計画相談の委託を受ける。

①中芸広域連合からの委託

○年間 40 件の計画相談の委託を受ける

②日高村からの委託

○年間 20 件の計画相談の委託を受ける

3 保育所等訪問支援事業

【基本方針】

専門職（児童発達支援管理責任者及び担任）を保育所に派遣し、利用児の発達に応じた適切なアセスメントに基づき、実効性のある具体的方法をしっかり保育所等に伝えていく。

ぷらうらんど kouminkan ひだか

ぷらうらんど kouminkan たの

サービス提供地域について実施していく。

サービス提供地域について実施していく。

【 放課後等デイサービス 】

【基本方針】

ひとりひとりの発達段階に応じて、空間・視覚認知や運動能力（粗大運動・微細運動・協応運動）、時間の感覚、状況の理解等、生きるための基礎となる能力をつけていく。

ぷらうらんどひだか

ぷらうらんど中芸

①学習のつまづきについて、絵画語彙検査・音韻検査・ひらがな単語聴写テスト等を実施し、発達検査値を参考にし、つまづきに対して発達特性に応じた具体的な支援を行う「もこの活動」を実施する。宿題については自主学習の場として位置づけ、学力保障にかかる学習支援は行わない。

②集団療育として、和太鼓（月 2 回）に取り組む

③年長児を対象にぶれすくーるを実施する

④宿泊体験（8 月 17～19 日）を実施する

令和 2 年度より休止中。
本年度も事業を休止とする。

【 児童家庭支援センターぷらうらんど 】

【基本理念】

高知県東部地域 2 市 7 町村を担当し、地域の児童福祉に関する問題について、児童発達支援事業所として、療育機関という強みを活かし、児童虐待を未然防止することを目的とし、保護者の子育てに関する悩みや相談に応じるとともに、日常生活における子育ての実際について具体的に提示し、保護者に伴走し家庭教育支援を行う。

【内容】

- ①児童発達支援センターを田野町及び日高村に開所していることから、ぷらうらんど kouminkan ひだかを分室と位置づけ、利用児に対しても同様に取り組んでいく。
- ②中央児童相談所からの指導委託を受け、関係市町村と連携を図り地域移行への支援を実施する。
- ③関係市町村要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、市町村の要請に応じた支援を行う。
参加している要保護児童対策地域協議会：中芸広域連合・室戸市・東洋町
- ④関係機関との連携を図り、要保護児童・家庭の情報把握につとめ、問題解決に向け充実した相談支援活動を行う。
- ⑤児童家庭支援センター連絡協議会（高知県・四国・全国）に参加し、情報共有や事例研修を行う
- ⑥虐待防止に関する研修を実施する。

【新規事業】

事業名：こどもの居場所（仮称）

実施場所：①たの事業所：ぷらうらんど中芸

②ひだか事業所：かねこ館

目的：行き場をさがしている子どもたちの習得段階に応じた学びの支援を行う

内容：児童家庭支援センター長を中心にワーキンググループによる計画立案を行い計画作成をする
ワーキンググループメンバー：川田・山下・松下・安井・仲野理事・心理職

高知県からの提案事業（子ども家庭課）

<子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）>

事業概要：不登校の子どもを含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する

1) 子どもの居場所支援整備事業（整備費）

実施主体：市町村

補助割合：国 2/3 市町村 1/12 事業者 1/4

補助基準額：1 か所当たり 17,635 千円

2) 子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

実施主体：市町村（NPO 法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象：家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

支援内容：①安心・安全な居場所の提供

- ②生活習慣（手洗い・うがい・歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定など

補助割合：国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

補助基準額：①基本分	専門職を配置しない場合	1 か所当たり	14,592 千円
	専門職を配置した場合	1 か所当たり	15,850 千円
②賃借料支援加算		1 か所当たり	3,000 千円
③開設準備経費加算		1 か所当たり	4,000 千円

【 社会貢献活動：本部 】

【 子どもをまんなかにおいた「ぶらたうん」 】

1) まちづくり協働プロジェクト

①作る・食べる・おすそ分けファーム（農楽部）

- ・米・野菜の自給自足
- ・耕作放棄地の再生

②里山まるごと DIY

- ・ピザ窯・療育別館
- ・キャンプ場
- ・遊歩道
- ・土手
- ・避難路
- ・しんくの館（療育別館）

2) むくもり処との地域自治・社会活動

①美肌クラブ（月 1 回）

②生涯現役運動教室（年 6 回）

③むくもり膳（月 1 回）

④お誕生日会&おもちつき（月 1 回）・年末地域協働お餅つき広場（12月28日）

⑤七夕まつり・駄菓子屋

⑥地域合同防災訓練（2回）・救命救急講習会（1）・一斉清掃（2回）・部落会（2回）

3) ぶらたうん保健室

①属性を問わない「なんでも相談室」

②ニーズ把握をし社会につなぐ

③アウトリーチによる継続的支援

4) 劇団カッパ座による、創立記念日事業（令和 6 年 3 月 3 日）の実施。